

告 示

埼玉県告示第千百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで